十五　地域振興費	当該市町村の国勢調査令によつて調査した令和七年十月一日現在における人口とする。ただし、福島県双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村にあつては、同令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口に、当該市町村の令和七年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た率を乗じて得た人口とする。 1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $A \times 33.500 + (B \times 3{,}100.0 + C \times 400.0) \times \alpha$ ［略］ 2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times 5{,}226}{A \times 2.00}$ ［略］ 3　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $2{,}079 \times (B \times C) \times \alpha + 6{,}817 \times \{(D \times E) - (F \times G)\} \times \beta$ ／ $A \times 2.00$ 算式の符号 ［略］ B　「令和８年度における標準準拠システム への移行状況に関する調査について（照会）」（令和８年２月２日付け デ社第63号デジタル庁統括官付参事官（地方業務システム基盤担当）通知（以下「令和８年標準準拠システム通知」という。）に

十五　地域振興費	1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $A \times 34.184 + (B \times 3{,}163.3 + C \times 408.2) \times \alpha$ ［同左］ 2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times 5{,}176}{A \times 1.96}$ ［同左］ 3　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $6{,}817 \times (B \times C) \times \alpha$ ／ $A \times 1.96$ 算式の符号 ［同左］ B　「令和７年度における標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドへの移行状況に関する調査について（照会）」（令和７年２月18日付け デ社第81号）に基づいて令和７年５月31日までに報告された「ガバメントクラウドを利用する業